

議論の中から新発見

出産育児一時金の支給額が引き上げになります

「愛西市国民健康保険条例の一部改正」により、出産育児一時金の支給総額が現行の42万円から50万円になります。

2千万円

Q 条例にある加算金1万2千円とは何か。支給総額が50万円になるが、産婦人科等で支払う費用はいくらか。

A 加算金は、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合に1万2千円を加算する。出産費用の平均は、令和3年度1人あたり約45万円。

Q 国保税の滞納を解消するための費用として相殺をすることがあるのか。

A 制度を利用しなかった場合や、直接支払制度

を利用し負担額が支給総額に達しなかった場合は、差額支給分を滞納分に充当する承諾をもらう。

水道料金の改定を行います

八開・佐織地区の水道料金格差の段階的な是正を図るため、基本料金を800円に統一し、基本水量制を廃止します。従量料金の設定を5段階から6段階に変更します。臨

基本料金	従量料金 (1mにつき)		
	水量	料金 (八開地区)	料金 (佐織地区)
800円	10m ³ まで	85円	65円
	11m ³ 以上20m ³ 以下	165円	145円
	21m ³ 以上30m ³ 以下	165円	165円
	31m ³ 以上40m ³ 以下	175円	175円
	41m ³ 以上75m ³ 以下	220円	220円
	76m ³ 以上	230円	230円

▲令和6年度の水道料金(八開・佐織地区)

時用の給水使用料を1m³につき355円に統一します。

Q 水道料金の見直しに当たって、負担額がどのように増減するのか。

A 令和3年12月調定をベースに算出した見込額は、消費税抜きで年間約1987万8千円の増額となる。

Q 口径別の料金体系等を採用する考えは。

A 課題の一つであるが、現状においては考えていない。

Q 料金の高い方に合わせる方針か。

A 今回の改定は、公平性の観点からも段階的に格差の是正を目指すと同時に、今後の水道事業収益が減少傾向にあり、必要な財源確保のために行ったもの。料金改定後は、おおむね3年を目安に適正価格を試算して料

金統一に向けて取り組んでいく。

Q 月あたり5m³以下の世帯は何世帯あるか。

A 5m³以下の世帯数は1735戸になる。

権利擁護支援センターを設置します

判断能力の不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などを対象に財産管理などの権利を守るために成年後見制度について広く周知を図り、当事者や家族が制度を活用できる相談窓口を設置します。

2013万3千円

Q 権利擁護支援連絡協議会の人数及び構成は。

A 社会福祉法人に委託することだが、入札を行うのか。

A 弁護士、司法書士、社会福祉士、医療関係者、高齢者福祉関係者、障がい者福祉関係者などの7

名で構成し、年2回の会議を予定している。

Q 随意契約にする理由

A 事業の性質、目的が競争入札に適さない特定の事業に該当すると判断しているため。

Q 主な事業内容は。

A 成年後見制度の広報及び啓発業務、総合相談窓口業務、各種手続業務、成年後見人等への支援業務、権利擁護支援連絡協議会の運営業務などを平日午前8時半から午後5時15分で開所をする。